

労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります (平成30年4月から適用)

平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

診断項目

診断項目自体に変更はありません。

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長()、体重、腹囲()、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査()及び喀痰検査()
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)()
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)()
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)()
9	血糖検査()
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査()



()の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- ☐ 8. 血中脂質検査について
→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。
LDLコレステロールの評価方法として、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール直接測定法によることが示されました。
- ☐ 9. 血糖検査について
→ 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
- ☐ 10. 尿検査等について
→ 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→ 下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 40歳未満の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 （貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査、 心電図検査）	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**